

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）」を「県事務所」に改める。

第十九条第二号、第二十条第二項第二号、第二十一条第二項第二号、第二十二条第二号及び第二十四条第二号中「振興局」を「県事務所」に改める。

第二十六条中「振興局の」を「県事務所の」に、「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「県事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。